

第3825号議案

第238回福岡県都市計画審議会議案

令和4年2月17日（木）

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 2 5 号	大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	1 ～ 5

第 3825 号議案

建 第 1334 号
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和4年2月17日

大牟田市長 関 好孝

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社成田美装センター 代表取締役 吉富 慎一	大牟田市健老町 460 番、464 番、465 番	11,413.99 m ²	破碎施設の処理能力 廃プラスチック類 92.4t/日 木くず 112.0t/日

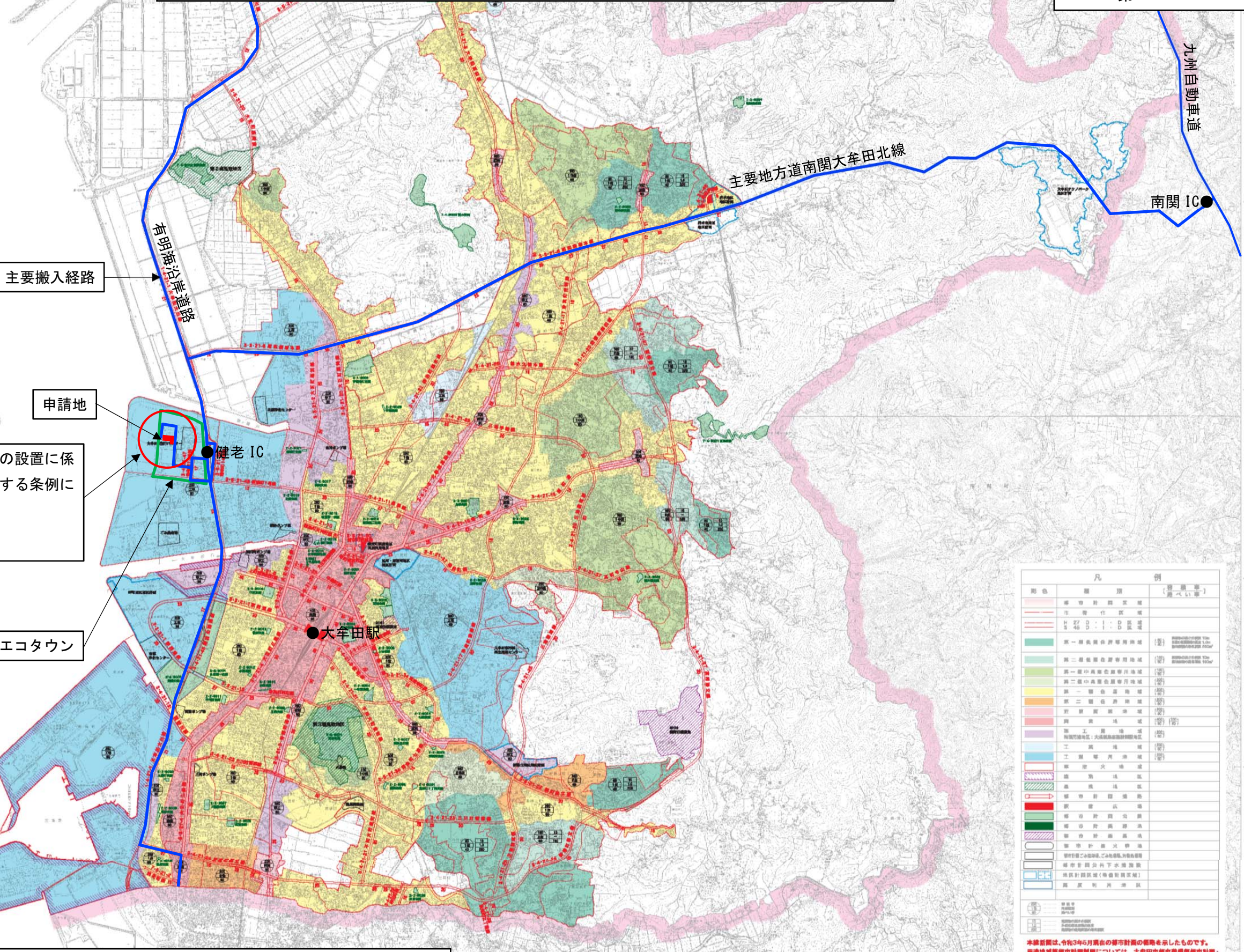
理由

建築基準法第 5 1 条では、都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっています。

現在、株式会社成田美装センターは、許可の不要な規模で、産業廃棄物の中間処理を行っております。今回の計画は、破碎施設の増設を予定しており、これによって許可が必要な規模になるものです。廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が 1 日当たり 6 トン、木くずの破碎施設の処理能力が 1 日当たり 100 トンを超えるため産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可が必要となります。

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について 位置図 S=1/15,000

大牟田市都市計画総括図二(一)
縮尺 五万分の一
(大牟田市)



福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき設定された指定地域
(300mの範囲)

大牟田エコタウン

この図面は、総括図(縮尺1/15,000)を縮小し、一部加工したものです。

凡例	説明
[Red outline]	指定地域(300m)
[Blue outline]	申請地
[Green outline]	第一種産業廃棄物処理施設用地
[Yellow outline]	第二種産業廃棄物処理施設用地
[Orange outline]	第三種産業廃棄物処理施設用地
[Purple outline]	第四種産業廃棄物処理施設用地
[Pink outline]	第五種産業廃棄物処理施設用地
[Light blue outline]	工業用地
[Light green outline]	第一種緑地
[Light yellow outline]	第二種緑地
[Light purple outline]	第三種緑地
[Light orange outline]	第四種緑地
[Light pink outline]	第五種緑地
[Light blue outline]	第六種緑地
[Light green outline]	第七種緑地
[Light yellow outline]	第八種緑地
[Light purple outline]	第九種緑地
[Light orange outline]	第十種緑地
[Light pink outline]	第十一種緑地
[Light blue outline]	第十二種緑地
[Light green outline]	第十三種緑地
[Light yellow outline]	第十四種緑地
[Light purple outline]	第十五種緑地
[Light orange outline]	第十六種緑地
[Light pink outline]	第十七種緑地
[Light blue outline]	第十八種緑地
[Light green outline]	第十九種緑地
[Light yellow outline]	第二十種緑地

本図面は、令和3年6月議会の都市計画の議決を基にしたものです。
用途地域等都市計画制度については、大牟田市都市整備部都市計画・
大牟田で実施している詳細な説明により必ずご確認ください。

0m 1,000m 2,000m

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
付近見取図

福岡県都市計画審議会
委員用図面
第3825号

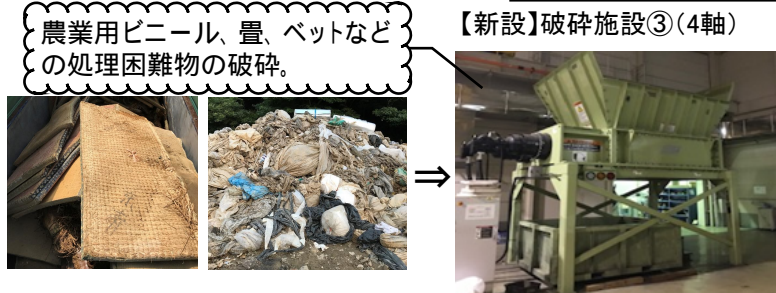


大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
配置図

福岡県 都市計画審議会
委員用図面
第3825号

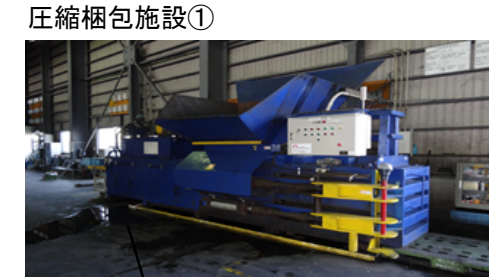
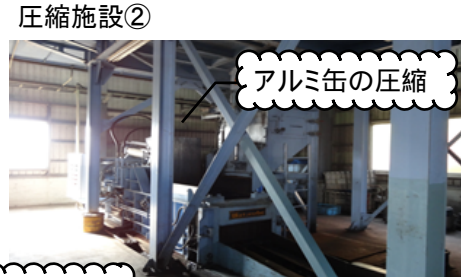
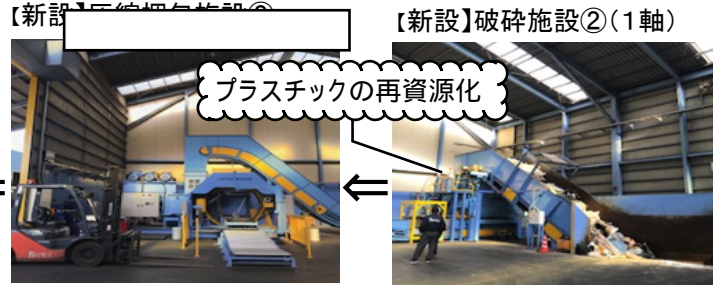
第3工場

※第3工場の写真はイメージ写真です。



第1工場

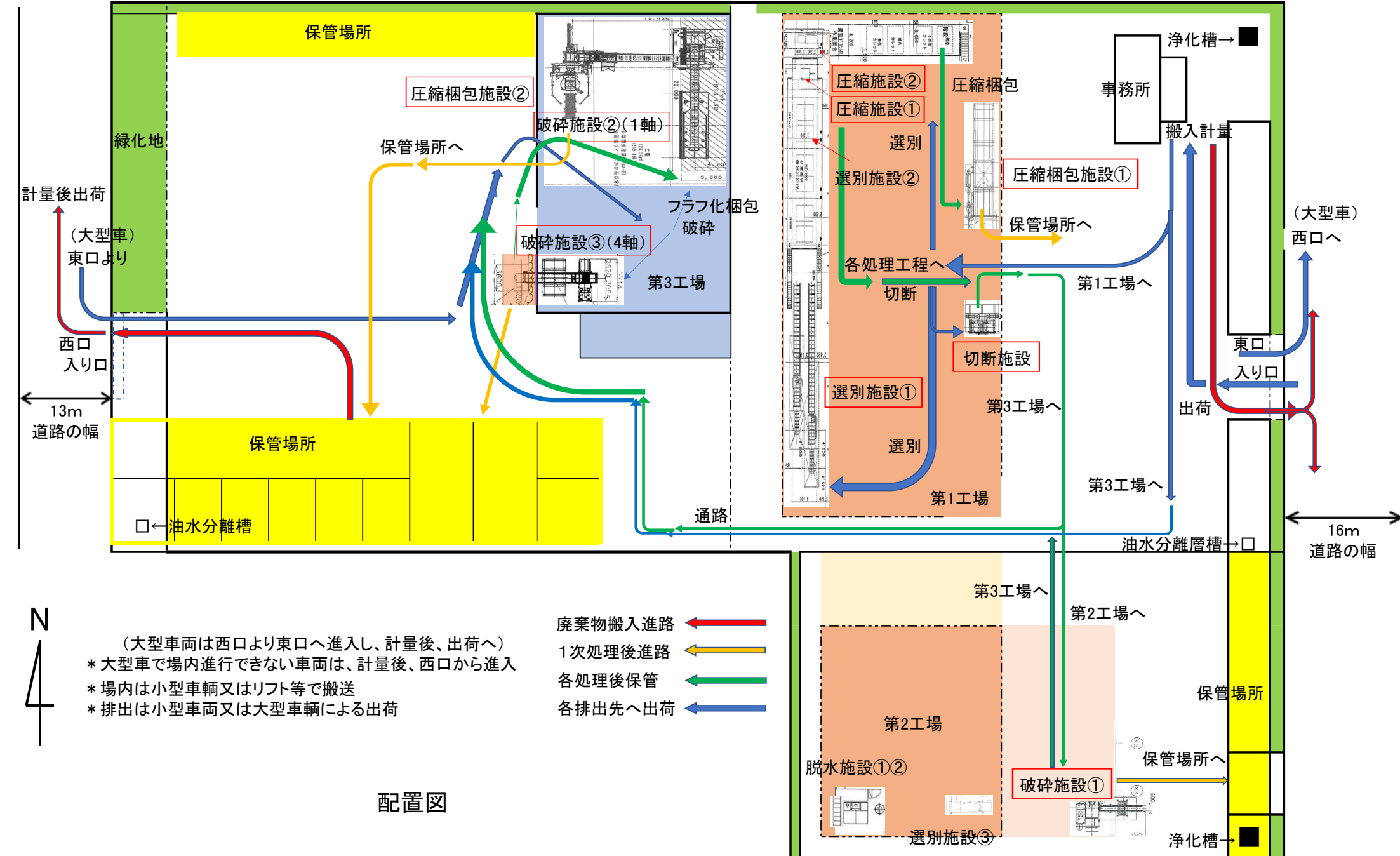
飲料・調味料の缶、瓶、牛乳パック、ペットボトル、プラスチックトレイ、ビニール等の選別



製鉄原料として販売

プラスチック原料として販売

プラスチック原料・ガラス再生原料として販売



第2工場



許可対象施設一覧表

設置場所	処分方法 (施設種類)	産業廃棄物処理施設 (処理能力)	
第2工場 【既設】	破碎施設① (1軸破碎機)	廃プラスチック類	4.05t/日
		木くず	4.77t/日
第3工場 【新設】	破碎施設② (1軸破碎機)	廃プラスチック類	37.9t/日
		木くず	47.8t/日
	破碎施設③ (4軸破碎機)	廃プラスチック類	50.4t/日
		木くず	59.4t/日
処理能力合計		廃プラスチック類	92.4t/日
		木くず	112.0t/日
許可が必要な 処理能力		廃プラスチック類	6t/日超え
		木くず	100t/日超え